

様式第二十三（第五十八条第五項関係）

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2015-1	指定年月日・指定番号	平成27年5月1日 形-15号	所在地	地番：長崎市尾上町1番57の一部
調製・訂正年月日	平成27年5月1日調製、平成31年4月26日訂正、令和元年5月15日訂正、令和元年8月26日訂正、令和元年9月9日訂正、令和元年10月7日訂正、令和2年2月21日訂正、令和2年4月10日訂正、令和2年4月22日訂正、令和2年5月14日訂正、令和2年5月27日訂正、令和3年8月25日訂正				
形質変更時要届出区域の概況	鉄道による運送の用に供する土地の跡地			面積	7,157㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	鉄道による運送の用に供する土地の跡地及び宅地を自主的に調査したところ、鉛及びその化合物が59単位区画等で土壌含有量基準を、砒素及びその化合物が1単位区画で、ふっ素及びその化合物が6単位区画等で土壌溶出量基準をそれぞれ超過したもの。その後、鉛及びその化合物が土壌含有量基準を超過した土壌の入換えに伴う指定の申請により、指定を追加した。				
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	/				
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	鉄道による運送の用に供する土地の跡地の一部及び宅地を土壌汚染のおそれが少ない土地として30m格子等5地点均等混合方式による24区画を選定し、その後単位区画等184区画を選定し調査した。				
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において基準不適合土壌の掘削による除去及び区域外土壌入換えの措置が講じられた。				
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	区域の一部は第58条第5項第10号に該当（自然由来特例区域）				
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成27年4月27日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)建設技術研究所
	平成27年4月27日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)建設技術研究所

	平成27年4月27日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・ <input checked="" type="checkbox"/> 溶出量基準・第二溶出量基準	(株)建設技術研究所	
	平成31年4月26日	鉛及びその化合物		<input checked="" type="checkbox"/> 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	(株)東建ジオテック	
	令和元年5月15日	鉛及びその化合物		<input checked="" type="checkbox"/> 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	(株)東建ジオテック	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
	令和元年6月5日	令和元年8月3日	掘削除去	長崎市長	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	セメント製造
	令和元年7月15日	令和元年8月23日	掘削除去	長崎市長	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	令和元年6月7日	令和元年8月7日	掘削除去	長崎市長	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	—
	令和元年9月17日	令和3年6月17日	掘削除去、区域外土壌入換え	長崎市長	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	セメント製造